



日本銀行 政策委員会月報

令和2年11月



第852号

- ※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。
- ・ ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>
- ※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
- 引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
通常会合関係	1
◆第136回事業年度上半期財務諸表の作成等に関する件（10月30日）	1
◆「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入に関する件（11月10日）	24
◆政策委員会月報（令和2年10月）に関する件（11月20日）	28
◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（11月27日）	29
◆令和2年度の職員の給与等に関する件（11月27日）	31
◆役員給与の改訂に関する件（11月30日）	40
2. 報告事項	45

1. 議決事項

通常会合関係

◆第136回事業年度上半期財務諸表の作成等に関する件（10月30日）

本委員会は、令和2年10月30日、第136回事業年度上半期（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）財務諸表の作成等について、下記のとおり決定した^{注1}。

その後、日本銀行は、第136回事業年度上半期財務諸表にかかる財務大臣の承認を受け、11月26日、同事業年度上半期財務諸表及び同財務諸表にかかる附属明細書を公表した。その概要は別添のとおりである。

記

1. 第136回事業年度上半期財務諸表及び同財務諸表に係る附属明細書を別紙のとおりとすること。
2. 第136回事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に係る国庫納付金について、日本銀行法施行令第17条の規定に基づく平成10年大蔵省告示第509号の定めにより、概算納付を行わないこと。

注1) 本件は、本委員会で10月中に決定したのですが、第136回事業年度上半期財務諸表等の公表後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

第136回事業年度上半期財務諸表

1. 財 産 目 録

第136回事業年度上半期末（令和2年9月30日現在）

日本銀行

科 目	金 額	備 考
(資 産 の 部)		
金 地 金	441,253,409,037 円	
現 金	175,157,964,693	
国 債	529,956,386,268,744	額 面 518,056,493,400,000 円
コマーシャル・ペーパー等	4,256,815,197,553	額 面 4,256,700,000,000 円
社 債	5,348,268,109,952	額 面 5,325,000,000,000 円
金銭の信託（信託財産株式）	652,861,821,003	
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	34,186,166,592,825	
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	642,063,395,821	
貸 出 金	104,895,645,000,000	
電 子 貸 付	104,895,645,000,000	1,921 口
外 国 為 替	8,652,618,307,553	
外 貨 預 け 金	1,971,523,516,405	
外 貨 債 券	2,105,034,889,082	
外 貨 投 資 信 託	63,375,782,066	
外 貨 貸 付 金	4,512,684,120,000	
代 理 店 勘 定	6,050,530,424	預け先 79 か所
そ の 他 資 産	598,480,983,660	
取立未済切手手形	29,242,362	9 枚
預貯金保険機構出資金	225,000,000	2 口
国際金融機関出資	15,278,374,364	1 口
政府勘定保管金	23,053,308,229	6 種
未収法人税等還付金	92,744,746,279	
未 収 利 息	454,963,442,031	
そ の 他 の 資 産	12,186,870,395	
有 形 固 定 資 産	215,018,155,495	
建 物	104,580,681,346	延面積 615,071.60 平方メートル
土 地	84,124,182,999	507,181.61 平方メートル
リ ー ス 資 産	7,131,814,529	20,520 点
建 設 仮 勘 定	7,446,239,628	
その他の有形固定資産	11,735,236,993	動 産 9,925 点
無 形 固 定 資 産	125,825,201	
権 利 金	125,825,201	
資 産 の 部 合 計	690,026,911,561,961	

科 目	金 額	備 考
(負 債 の 部)		
発 行 銀 行 券	113,572,840,901,836	
預 金	517,808,719,481,055	
当 座 預 金	487,460,030,613,678	1,108 口
そ の 他 預 金	30,348,688,867,377	142 口
政 府 預 金	47,158,702,114,761	
当 座 預 金	150,000,720,842	
国 内 指 定 預 金	46,810,246,624,907	
そ の 他 政 府 預 金	198,454,769,012	
売 現 先 勘 定	621,447,933,902	10 口
そ の 他 負 債	62,852,078,096	
未 払 送 金 為 替	12,579,473,310	
未 払 法 人 税 等	3,901,000,000	
リ ー ス 債 務	7,533,037,634	
そ の 他 の 負 債	38,838,567,152	
退 職 給 付 引 当 金	204,394,626,091	
債 券 取 引 損 失 引 当 金	4,996,672,993,013	
外 国 為 替 等 取 引 損 失 引 当 金	1,355,585,000,000	
負 債 の 部 合 計	685,781,215,128,754	
(純 資 産 の 部)		
資 本 金	100,000,000	
法 定 準 備 金	3,316,771,429,522	
特 別 準 備 金	13,196,452	
当 期 剰 余 金	928,811,807,233	
純 資 産 の 部 合 計	4,245,696,433,207	
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	690,026,911,561,961	

2. 貸借対照表

第136回事業年度上半期末（令和2年9月30日現在）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
金 地 金	441,253,409,037	発 行 銀 行 券	113,572,840,901,836
現 金	175,157,964,693	預 金	517,808,719,481,055
国 債	529,956,386,268,744	当 座 預 金	487,460,030,613,678
コマーシャル・ペーパー等	4,256,815,197,553	そ の 他 預 金	30,348,688,867,377
社 債	5,348,268,109,952	政 府 預 金	47,158,702,114,761
金銭の信託（信託財産株式）	652,861,821,003	当 座 預 金	150,000,720,842
金銭の信託（信託財産指数連動型 上場投資信託）	34,186,166,592,825	国 内 指 定 預 金	46,810,246,624,907
金銭の信託（信託財産不動産投資 信託）	642,063,395,821	そ の 他 政 府 預 金	198,454,769,012
貸 出 金	104,895,645,000,000	売 現 先 勘 定	621,447,933,902
電 子 貸 付	104,895,645,000,000	そ の 他 負 債	62,852,078,096
外 国 為 替	8,652,618,307,553	未 払 送 金 為 替	12,579,473,310
外 貨 預 け 金	1,971,523,516,405	未 払 法 人 税 等	3,901,000,000
外 貨 債 券	2,105,034,889,082	リ ー ス 債 務	7,533,037,634
外 貨 投 資 信 託	63,375,782,066	そ の 他 の 負 債	38,838,567,152
外 貨 貸 付 金	4,512,684,120,000	退 職 給 付 引 当 金	204,394,626,091
代 理 店 勘 定	6,050,530,424	債 券 取 引 損 失 引 当 金	4,996,672,993,013
そ の 他 資 産	598,480,983,660	外 国 為 替 等 取 引 損 失 引 当 金	1,355,585,000,000
取 立 未 済 切 手 手 形	29,242,362	負 債 の 部 合 計	685,781,215,128,754
預貯金保険機構出資金	225,000,000	（ 純 資 産 の 部 ）	
国 際 金 融 機 関 出 資	15,278,374,364	資 本 金	100,000,000
政 府 勘 定 保 管 金	23,053,308,229	法 定 準 備 金	3,316,771,429,522
未 収 法 人 税 等 還 付 金	92,744,746,279	特 別 準 備 金	13,196,452
未 収 利 息	454,963,442,031	当 期 剩 余 金	928,811,807,233
そ の 他 の 資 産	12,186,870,395	純 資 産 の 部 合 計	4,245,696,433,207
有 形 固 定 資 産	215,018,155,495		
建 物	104,580,681,346		
土 地	84,124,182,999		
リ ー ス 資 産	7,131,814,529		
建 設 仮 勘 定	7,446,239,628		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	11,735,236,993		
無 形 固 定 資 産	125,825,201		
権 利 金	125,825,201		
資 産 の 部 合 計	690,026,911,561,961	負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	690,026,911,561,961

3. 損益計算書

第136回事業年度上半期 (令和2年4月1日から
令和2年9月30日まで)

(単位:円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,407,578,633,432
貸 出 金 利 息	24,023
貸 付 金 利 息	24,023
国 債 利 息	552,480,251,859
コマーシャル・ペーパー等利息	140,557,078
社 債 利 息	174,484,885
外 国 為 替 収 益	55,416,891,243
外 貨 債 券 収 益	10,543,493,346
外 貨 投 資 信 託 収 益	3,575,426,874
外 貨 預 け 金 等 利 息	41,297,971,023
そ の 他 経 常 収 益	799,366,424,344
金銭の信託(信託財産株式)運用益	97,276,528,400
金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用益	675,943,641,205
金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用益	14,333,376,810
受 入 手 数 料	4,725,724,308
そ の 他 の 経 常 収 益	7,087,153,621
経 常 費 用	324,968,264,192
売 現 先 利 息	▲5,490,625,740
外 国 為 替 費 用	103,903,225,416
為 替 差 損	103,903,225,416

科 目	金 額
経 費	89,160,679,262
銀 行 券 製 造 費	23,906,311,280
国 庫 国 債 事 務 費	8,013,221,743
給 与 等	25,197,808,902
交 通 通 信 費	1,458,576,919
修 繕 費	585,048,787
一 般 事 務 費	16,283,939,143
租 税 公 課	6,249,131,257
減 価 償 却 費	7,466,641,231
そ の 他 経 常 費 用	137,394,985,254
補完当座預金制度利息	103,403,447,593
支 払 手 数 料	68,369,152
そ の 他 の 経 常 費 用	33,923,168,509
経 常 利 益	1,082,610,369,240
特 別 利 益	51,951,000,000
外国為替等取引損失引当金取崩額	51,951,000,000
特 別 損 失	197,451,831,455
固 定 資 産 処 分 損	71,831,455
債券取引損失引当金繰入額	197,380,000,000
税 引 前 当 期 剰 余 金	937,109,537,785
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,297,730,552
当 期 剰 余 金	928,811,807,233

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

円貨建債券及びコマーシャル・ペーパー等（コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパー及び不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを含む。）及び短期社債等（短期社債、保証付短期外債、資産担保短期債券及び短期不動産投資法人債をいう。）をいう。以下同じ。）の評価は、移動平均法による償却原価法により行っている。

外貨建債券及び外貨建投資信託の評価は、時価法により行っている。

株式、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の評価は、移動平均法による原価法により行っている。

コマーシャル・ペーパー等、社債（不動産投資法人債を含む。）、株式、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の時価が著しく下落した場合には、減損処理を行っている。

なお、金銭の信託の信託財産として保有する有価証券の評価は、当該有価証券の種類に応じ、上記と同様の方法により行っている。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産については、それぞれ次の方法により償却している。

建物：定率法を採用し、税法基準の償却率による。ただし、平成10年4月1日以後の取得分は定額法を採用し、税法基準の償却率による。

建物付属設備及び動産備：定率法を採用し、税法基準の償却率による。ただし、建物付属設備については、平成28年4月1日以後の取得分は定額法を採用し、税法基準の償却率による。

所有権移転ファイナンス・リース取引：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

所有権移転外：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
ファイナンス・リース取引
その他：税法基準に準拠している。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、上半期末日における外国為替相場による円換算額を付している。ただし、国際金融機関出資の換算は、取得時における外国為替相場を用いて行っている。また、米ドル資金供給オペレーションを行うことに伴い計上した資産及び負債の換算は、ニューヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取引に適用する外国為替相場を用いて行っている。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上している。ただし、特定の債権について政策委員会が特に必要と認める場合には、別途の所要額を計上している。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、上半期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理することとしている。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 債券取引損失引当金

債券取引損失引当金は、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第15条及び同令附則第1条の2、日本銀行法施行規則（平成10年大蔵省令第3号）第9条から第11条及び同規則附則第3条並びに会計規程第18条及び同規程附則の規定に基づき計上している。

(4) 外国為替等取引損失引当金

外国為替等取引損失引当金は、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第15条、日本銀行法施行規則（平成10年大蔵省令第3号）第9条から第11条及び会計規程第18条の規定に基づき計上している。

(5) 株式取引損失引当金、指数連動型上場投資信託取引損失引当金及び不動産投資信託取引損失引当金

株式取引損失引当金、指数連動型上場投資信託取引損失引当金及び不動産投資信託取引損失引当金は、引当金の種類に応じ、金銭の信託の信託財産として保有する株式、指数連動型上場投資信託受益権又は不動産投資法人投資口の時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して計上している。

リース取引に係る注記事項

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、ホストコンピュータなどの電子情報処理組織である。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却方法」に記載のとおりである。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 借手側

1年以内	217百万円
<u>1年超</u>	<u>462百万円</u>
合計	680百万円

(2) 貸手側

1年以内	1百万円
<u>1年超</u>	<u>27百万円</u>
合計	29百万円

第136回事業年度上半期附属明細書

日本銀行

1. 資産の明細

(1) 金地金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
金地金	441,253,409,037	441,253,409,037	0

(2) 現金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
現金	205,061,074,044	175,157,964,693	△29,903,109,351

(注) 「現金」に計上しているのは支払元貨幣(金融機関等の求めに応じて払い出される貨幣)である。

(3) 国債

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
短期国債	12,376,748,753,584	44,576,030,669,907	32,199,281,916,323
国庫短期証券	12,376,748,753,584	44,576,030,669,907	32,199,281,916,323
長期国債	473,541,381,234,838	485,380,355,598,837	11,838,974,363,999
利付国債2年	24,652,914,488,787	27,984,803,860,496	3,331,889,371,709
利付国債5年	103,090,204,751,684	103,984,214,972,727	894,010,221,043
利付国債10年	195,783,509,606,789	199,948,412,692,062	4,164,903,085,273
利付国債20年	100,693,959,571,233	103,447,212,613,249	2,753,253,042,016
利付国債30年	35,650,417,776,620	36,363,918,230,278	713,500,453,658
利付国債40年	7,736,061,284,948	7,807,706,455,447	71,645,170,499
変動利付国債	3,190,677,058,322	2,738,212,410,908	△452,464,647,414
物価連動国債	2,743,636,696,455	3,105,874,363,670	362,237,667,215
合 計	485,918,129,988,422	529,956,386,268,744	44,038,256,280,322

(4) コマーシャル・ペーパー等

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
コマーシャル・ペーパー等	2,551,889,033,716	4,256,815,197,553	1,704,926,163,837
短期社債等	2,551,889,033,716	4,256,815,197,553	1,704,926,163,837

(注) 「コマーシャル・ペーパー等」とは、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパー及び不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを含む。）及び短期社債等（短期社債、保証付短期外債、資産担保短期債券及び短期不動産投資法人債をいう。）である。

(5) 社債

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
社債	3,220,825,190,968	5,348,268,109,952	2,127,442,918,984

(注) 「社債」には、不動産投資法人債を含む。

(6) 金銭の信託（信託財産株式）

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
金銭の信託（信託財産株式）	727,714,519,973	652,861,821,003	△74,852,698,970
株式	708,268,080,053	638,318,523,128	△69,949,556,925
未収配当金等	19,446,439,920	14,543,297,875	△4,903,142,045

(注) 「金銭の信託（信託財産株式）」とは、信託銀行を通じて金融機関から買い入れた株式（受渡しベース）及び未収配当金等である。

(7) 金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	29,718,938,645,617	34,186,166,592,825	4,467,227,947,208
指数連動型上場投資信託	29,718,938,645,617	34,186,158,195,639	4,467,219,550,022
信託金銭	0	45,133,817,331	45,133,817,331
未収貸借取引収益	0	8,397,186	8,397,186
受入担保金	0	45,133,817,331	45,133,817,331

(注) 「金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）」とは、信託銀行を通じて買い入れた指数連動型上場投資信託受益権（受渡しベース）、未収分配金、指数連動型上場投資信託受益権貸借取引により担保として受け入れた信託金銭、未収貸借取引収益及び担保として受け入れた信託金銭の返還義務である受入担保金（負債）である。

(8) 金銭の信託（信託財産不動産投資信託）

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	575,305,889,680	642,063,395,821	66,757,506,141
不動産投資信託	567,476,100,601	632,861,739,572	65,385,638,971
未収分配金	7,829,789,079	9,201,656,249	1,371,867,170

(注) 「金銭の信託（信託財産不動産投資信託）」とは、信託銀行を通じて買い入れた不動産投資法人投資口（受渡しベース）及び未収分配金である。

(9) 貸出金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
電子貸付	54,328,648,000,000	104,895,645,000,000	50,566,997,000,000
共通担保資金供給オペレーションによる貸付金	54,328,648,000,000	104,895,645,000,000	50,566,997,000,000
合 計	54,328,648,000,000	104,895,645,000,000	50,566,997,000,000

(注) 「共通担保資金供給オペレーションによる貸付金」には、固定金利方式の共通担保資金供給オペレーションによる貸付金の残高、「貸出支援基金」の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給による貸付金（米ドル資金供給に関する特則による貸付金を除く。）の残高、「貸出支援基金」の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給による貸付金の残高及び新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション（令和2年4月27日をもって「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」から名称変更）による貸付金の残高が含まれる。また、上半期末残高には、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションによる貸付金の残高も含まれるほか、上半期初残高及び上半期末残高のいずれにも、令和2年6月30日をもって廃止した被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領による貸付金の残高及び平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領による貸付金の残高が含まれる。

(10) 外国為替

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
外貨預け金	1,732,262,396,986	1,971,523,516,405	239,261,119,419
外貨債券	2,355,224,668,143	2,105,034,889,082	△250,189,779,061
外貨投資信託	60,613,713,087	63,375,782,066	2,762,068,979
外貨貸付金	21,818,155,510,000	4,512,684,120,000	△17,305,471,390,000
合 計	25,966,256,288,216	8,652,618,307,553	△17,313,637,980,663

(注1) 「外貨預け金」とは、外国中央銀行、国際決済銀行等への預け金である。

(注2) 「外貨債券」とは、外国政府等の発行する国債等である。

(注3) 「外貨貸付金」の残高は、「貸出支援基金」の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則による貸付金の残高及び米ドル資金供給オペレーションによる貸付金の残高である。

(11) 代理店勘定

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
代理店勘定	23,994,220,003	6,050,530,424	△17,943,689,579

(注) 「代理店勘定」とは、国庫国債事務の取扱いを委託した日本銀行の代理店に対する支払資金等の預け金などである。

(12) その他資産

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
取立未済切手手形	6,356,685	29,242,362	22,885,677
預貯金保険機構出資金	225,000,000	225,000,000	0
国際金融機関出資	15,278,374,364	15,278,374,364	0
政府勘定保管金	38,707,429,941	23,053,308,229	△15,654,121,712
未収法人税等還付金	52,621,989,719	92,744,746,279	40,122,756,560
未収利息	470,183,576,216	454,963,442,031	△15,220,134,185
その他の資産	13,028,818,457	12,186,870,395	△841,948,062
合 計	590,051,545,382	598,480,983,660	8,429,438,278

(注1) 「取立未済切手手形」とは、現金として受け入れた小切手、手形類で取立未済のものである。

(注2) 「国際金融機関出資」とは、国際決済銀行への出資である。

(注3) 「政府勘定保管金」とは、日本銀行が国庫金として受け入れた引揚貨幣(磨損その他の事由により流通に不相当となった貨幣)などである。

(13) 有形固定資産

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期中増加額	上半期中減少額		上半期末残高	減価償却 累計額
				うち 償却		
建 物	105,726,690,246 (613,442.13)	2,534,966,955 (1,629.47)	3,680,975,855 (0.00)	3,637,060,890 (—)	104,580,681,346 (615,071.60)	345,463,204,113 (—)
土 地	84,124,182,999 (507,049.75)	0 (131.86)	0 (0.00)	— (—)	84,124,182,999 (507,181.61)	— (—)
リース資産	7,598,665,055 (21,983)	1,438,641,364 (632)	1,905,491,890 (2,095)	1,899,637,802 (—)	7,131,814,529 (20,520)	9,391,850,480 (—)
建設仮勘定	7,458,248,538	2,733,007,758	2,745,016,668	—	7,446,239,628	—
その他の 有形固定資産	11,536,321,563 (9,940)	1,548,519,812 (76)	1,349,604,382 (91)	1,335,256,130 (—)	11,735,236,993 (9,925)	21,516,010,016 (—)
合 計	216,444,108,401	8,255,135,889	9,681,088,795	6,871,954,822	215,018,155,495	376,371,064,609

(注1) 建物及び土地の()内の数字は面積(単位:m²)である。

(注2) リース資産の()内の数字はリース物件の点数である。

(注3) その他の有形固定資産の()内の数字は動産の点数である。

(注4) 建物の増加額は、営業所等の改築・改修工事によるものである。

(注5) リース資産の増加額は、電子情報処理組織等の取得によるものである。

(注6) 建設仮勘定の増加額は、営業所等の改築・改修工事によるものである。

(注7) その他の有形固定資産の増加額は、銀行券自動鑑査機等の取得によるものである。

(14) 無形固定資産

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期中増加額	上半期中減少額		上半期末残高	減価償却 累計額
				うち 償却		
権利金	129,890,768	0	4,065,567	4,065,567	125,825,201	879,074,146
合 計	129,890,768	0	4,065,567	4,065,567	125,825,201	879,074,146

(別表) 「貸出支援基金」による貸付金の内訳

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
成長基盤強化を支援するための資金供給	8,927,628,000,000	8,507,901,165,000	△419,726,835,000
貸出増加を支援するための資金供給	42,813,800,000,000	53,017,700,000,000	10,203,900,000,000
合 計	51,741,428,000,000	61,525,601,165,000	9,784,173,165,000

(注) 「成長基盤強化を支援するための資金供給」は、「貸出支援基金」の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給による貸付金(米ドル資金供給に関する特則による貸付金を含む。)の残高である。

2. 負債及び純資産の明細

(1) 発行銀行券

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
一万円券	101,595,164,260,000	105,684,577,430,000	4,089,413,170,000
五千円券	3,396,965,820,000	3,316,986,745,000	△79,979,075,000
二千円券	195,340,610,000	193,801,654,000	△1,538,956,000
千円券	4,285,752,109,500	4,234,670,682,000	△51,081,427,500
その他発行銀行券	143,352,684,150	142,804,390,836	△548,293,314
合 計	109,616,575,483,650	113,572,840,901,836	3,956,265,418,186

(注) 「その他発行銀行券」とは、上記4券種以外で現在も有効な五百円券、百円券、五十円券、十円券、五円券及び一円券の合計である。

(2) 預金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
当座預金	395,256,035,035,254	487,460,030,613,678	92,203,995,578,424
その他預金	51,820,204,328,113	30,348,688,867,377	△21,471,515,460,736
合 計	447,076,239,363,367	517,808,719,481,055	70,732,480,117,688

(注) 「その他預金」とは、外国中央銀行等から受け入れた預金である。

(3) 政府預金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
当座預金	150,001,026,112	150,000,720,842	△305,270
国内指定預金	12,239,860,364,524	46,810,246,624,907	34,570,386,260,383
その他政府預金	243,989,202,798	198,454,769,012	△45,534,433,786
合 計	12,633,850,593,434	47,158,702,114,761	34,524,851,521,327

(注1) 「国内指定預金」とは、国庫の運営上発生した余裕金で当座預金から組替整理された預金である。

(注2) 「その他政府預金」は、別口預金(資産勘定の「現金」や「政府勘定保管金」に計上している支払元貨幣や引揚貨幣残高に対する見合い預金等)などである。

(4) 売現先勘定

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
売現先勘定	24,116,347,566,200	621,447,933,902	△23,494,899,632,298
国債売現先	4,010,698,682,000	0	△4,010,698,682,000
国債補完供給	860,938,924,202	241,793,567,995	△619,145,356,207
米ドル資金供給用担保国債供給	19,244,709,959,998	379,654,365,907	△18,865,055,594,091

(注) 「売現先勘定」とは、国債の買戻条件付売却に伴って発生する金銭債務の額である。

(5) その他負債

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期末残高	上半期中増減(△)高
未払送金為替	14,760,764,172	12,579,473,310	△2,181,290,862
未払法人税等	28,031,000,000	3,901,000,000	△24,130,000,000
リース債務	7,988,759,130	7,533,037,634	△455,721,496
その他の負債	33,305,596,355	38,838,567,152	5,532,970,797
合 計	84,086,119,657	62,852,078,096	△21,234,041,561

(注) 「その他の負債」の上半期末残高のうち35,457,859,984円は、未払補完当座預金制度利息である。

(6) 引当金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期中増加額	上半期中減少額	上半期末残高
退職給付引当金	203,316,793,791	5,783,120,078	4,705,287,778	204,394,626,091
債券取引損失引当金	4,799,292,993,013	197,380,000,000	0	4,996,672,993,013
外国為替等取引損失引当金	1,407,536,000,000	0	51,951,000,000	1,355,585,000,000
合 計	6,410,145,786,804	203,163,120,078	56,656,287,778	6,556,652,619,104

(注) 引当金の計上は、重要な会計方針に沿って行っている。

(7) 資本金、準備金

(単位:円)

区 分	上半期初残高	上半期中増加額	上半期中減少額	上半期末残高
資本金	100,000,000	0	0	100,000,000
法定準備金	3,252,007,626,093	64,763,803,429	0	3,316,771,429,522
特別準備金	13,196,452	0	0	13,196,452
合 計	3,252,120,822,545	64,763,803,429	0	3,316,884,625,974

(注1) 「法定準備金」とは、日本銀行法第53条第1項及び第2項の規定に基づき、損失の補てんまたは配当に充てるために積み立てた準備金である。

(注2) 「特別準備金」とは、戦後の金融機関再建整備促進のため、大蔵大臣命令により他の金融機関とともに昭和20年上期から昭和24年上期までの間支払停止した配当金の相当額を日本銀行法の一部を改正する等の法律（昭和22年法律第46号）附則の規定により積み立てた準備金である。

3. 収益及び費用の内容

(1) 経常収益

貸出金利息	
貸付金利息	電子貸付に係る利息 24,023円である。
国債利息	国債の受入利息及び利息調整額 552,480,251,859円である。
コマーシャル・ペーパー等利息	コマーシャル・ペーパー等の利息調整額 140,557,078円である。
社債利息	社債の受入利息及び利息調整額 174,484,885円である。
外国為替収益	
外貨債券収益	外貨債券の受入利息 17,842,341,695円、貸出料 3,801,039円並びに売却、償還及び期末の評価に伴う損失金 7,302,649,388円である。
外貨投資信託収益	外貨投資信託の運用益 3,575,426,874円である。
外貨預け金等利息	外貨預け金の利息及び外貨貸付金の利息 41,297,971,023円である。
その他経常収益	
金銭の信託（信託財産株式）運用益	売却益等に伴う利益金 97,276,528,400円である。
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用益	分配金等に伴う利益金 675,943,641,205円である。
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）運用益	分配金等に伴う利益金 14,333,376,810円である。

受入手数料 国債取扱手数料、日銀ネット受入手数料、外国為替関係事務取扱手数料など 4,725,724,308円である。

その他の経常収益 退職給付引当金取崩額など 7,087,153,621円である。

(2) 経常費用

売現先利息 国債の買戻条件付売却に伴う受入利息 5,490,625,740円である。

外国為替費用
為替差損 上半期中の外国為替相場の変動により生じた損失金 103,903,225,416円である。

経費

銀行券製造費 独立行政法人国立印刷局に支払った銀行券の製造費 23,906,311,280円である。

国庫国債事務費 日本銀行代理店等に委託した国庫国債事務に係る取扱手数料など 8,013,221,743円である。

給与等 役員給与 213,246,900円、職員給与 20,254,886,224円及び退職手当 4,729,675,778円である。

交通通信費 旅費交通費 497,563,603円及び通信費 961,013,316円である。

修繕費 営業所、行舎の諸修理費など 585,048,787円である。

一般事務費 消耗品費 316,123,834円、光熱水道費 712,328,569円、建物機械等賃借料 2,945,245,904円、建物機械等保守料 4,812,521,769円及び事務費 7,497,719,067円である。

租税公課 法人税、住民税及び事業税以外の租税、公課（固定資産税、都市計画税等） 6,249,131,257円である。

減価償却費 建物、リース資産等の減価償却費 7,466,641,231円
である。

その他経常費用

補完当座預金制度利息 補完当座預金制度の支払利息 103,403,447,593円
(プラス金利に係る利息 116,191,183,850円、マイ
ナス金利に係る利息 12,787,736,257円) である。

支払手数料 諸手数料 68,369,152円である。

その他の経常費用 通貨スワップ取引の支払利息、税額控除の適用を受
けない源泉所得税相当額、退職給付引当金繰入額な
ど 33,923,168,509円である。

(3) 特別利益

外国為替等取引損失引当金 外国為替等取引損失引当金の取崩額
取崩額 51,951,000,000円である。

(4) 特別損失

固定資産処分損 営業所の除却等に伴う損失金 71,831,455円である。

債券取引損失引当金繰入額 債券取引損失引当金の繰入額 197,380,000,000円
である。

(5) 当期剰余金等

税引前当期剰余金 税引前当期剰余金は 937,109,537,785円である。

法人税、住民税及び事業税 法人税、住民税及び事業税は 8,297,730,552円
である。

当期剰余金 当期剰余金は 928,811,807,233円である。

第136回事業年度（令和2年度）上半期財務諸表等について

（資産・負債の状況）

令和2年度上半期末における資産・負債の状況をみると、総資産残高は、貸出金や国債を中心に前年同期末と比べ120兆2,242億円増加（+21.1%）し、690兆269億円となった。また、総負債残高は、預金（当座預金）を中心に前年同期末と比べ120兆1,521億円増加（+21.2%）し、685兆7,812億円となった。

こうした日本銀行の資産・負債の変化を詳しくみると以下のとおりである。まず、資産の部をみると、貸出金が、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ等の増加から、104兆8,956億円と前年同期末を57兆950億円上回った。また、資産買入れを進めるなか、国債は、529兆9,563億円と前年同期末を50兆2,753億円上回ったほか、金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）は、34兆1,861億円と前年同期末を6兆7,167億円上回った。

次に、負債の部をみると、当座預金が、国債の買入れ及び新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ等を通じた資金供給により、487兆4,600億円と前年同期末を79兆1,340億円上回った。また、政府預金は、国庫の資金繰りの状況を映じて、47兆1,587億円と前年同期末を31兆4,838億円上回った。この間、日本銀行券の発行残高は、113兆5,728億円と前年同期末を6兆4,049億円上回った。

（損益の状況）

令和2年度上半期の損益の状況についてみると、経常利益は、前年同期比516億円増益の1兆826億円となった。これは、金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用益が増加となったこと等によるものである。

特別損益は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の実施に伴って生じ得

る収益の振幅を平準化する観点から、債券取引損失引当金の積立てを行ったほか、外国為替関係損益が損超となったことを受け、外国為替等取引損失引当金の取崩しを行ったこと等から、▲1,455億円となった。

以上の結果、税引前当期剰余金は、前年同期比156億円増加の9,371億円となり、法人税、住民税及び事業税を差し引いた後の当期剰余金は、前年同期比73億円増加の9,288億円となった。

(自己資本の状況)

令和2年度上半期末の自己資本比率は、8.59%と、前年度末(8.79%)に比べ低下した。

◆「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入に関する件 (11月10日)

本委員会は、令和2年11月10日、「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入に関して、下記1.および2.のとおり決定した。

1. 地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、別紙1の内容を骨子とする「地域金融強化のための特別当座預金制度」を導入する方針とし、その具体的事項について、所要の検討を行うこと。
2. 1.に関し、別紙2のとおり対外公表すること。

「地域金融強化のための特別当座預金制度」の骨子

1. 制度の趣旨と概要

地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、一定の要件を満たした先に対し、補完当座預金制度に基づく付利に加え、当座預金残高（所要準備額を除く）について追加的な付利（以下「特別付利」）を行う制度を時限的に導入する（3年間）。

2. 対象先

当座預金取引先である地域銀行および信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先とする。

—— 当座預金取引先ではない協同組織金融機関を対象先とするか否かは、系統中央機関など関係先との協議等も踏まえ、改めて決定する。

3. 特別付利の要件・方法

対象先が（1）から（3）までの要件をすべて満たした場合に特別付利を行う。特別付利の方法は、（2）各号に掲げるとおりとする。

（1）地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること

（2）次の①または②のいずれかを満たすこと

① 一定の経営基盤の強化を実現すること

・ 2020～22年度の各年度に、OHR（Over Head Ratio）等に基づいて予め定める経営基盤の強化の要件を満たした対象先に対し、翌年度9月積み期から1年間、特別付利を行う。ただし、2020・21年度に要件を満たさない先が、翌年度以降2022年度までに要件を満たした場合には、満たした年度の翌年度に過年度における特別付利相当額を支払う。

—— 本要件による特別付利を希望する先は、予め、「経営基盤の強化に向けた取組み方針」を日本銀行に提出するほか、進捗状況に関する定期的な報告を行う。

② 経営統合等により経営基盤の強化を図ること

・ 本年11月10日以降、2023年3月末までに経営統合等（合併、経営統合または連結子会社化）を行う旨の機関決定を行った対象先に対し、当該経営統合等が経営基盤の強化に資するものであることを日本銀行が経営統合計画等により確認のうえ、3年間、特別付利を行う。

（3）特別付利を行うことが適当でない認められる特段の事情がないこと

4. 適用利率

年+0.1%とする。

—— 3. の要件を満たした先に対し、2021年度以降、補完当座預金制度に基づく付利（現在、同制度における基礎残高は年+0.1%、マクロ算残高は年0%、政策金利残高は年-0.1%の利率を適用）に加えて、年+0.1%の利率で特別付利を行う。

「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・通常会合において、地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、別紙の内容を骨子とする「地域金融強化のための特別当座預金制度」を導入する方針を決定した。

わが国の金融システムは、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くもとでも、全体として安定性を維持している。その中核をなす金融機関は、企業や家計に対して積極的に金融仲介を行うことを通じて、わが国経済を支えている。もっとも、やや長い目でみると、金融機関の国内預貸業務の収益性は低下を続けている。これは、極めて低い金利環境の継続に加えて、人口の減少・高齢化や成長期待の低下、企業部門の貯蓄超過などの構造要因による面が大きい。地域金融はこうした構造要因の影響を特に強く受けていると考えられる。今後、感染症の拡大が想定以上に長期化するなど収益力低下が継続する場合には、金融仲介機能の円滑な発揮が妨げられる可能性もある。

地域経済を取り巻く環境は、上記の要因のほか、SDGs に対する社会的要請の高まり、感染症拡大を契機とした生活様式や働き方の変化、デジタル・トランスフォーメーションの進展などにより、足もとさらに大きく変化しつつある。こうしたもとで、地域の企業や家計が活力を高め、地域経済ひいてはわが国経済が持続的に発展していくために、地域金融機関の役割を欠くことはできない。その際、必要になるのは、将来にわたって地域を支えていくための十分な資本と収益力を確保していくこと、地域が抱える様々な課題を解決する付加価値の高い金融サービスを提供していくことである。

現在、地域金融機関は、感染症拡大を受けた企業や家計の資金繰り支援に注力するとともに、やや長い目でみた経営基盤の強化にも取り組んでいる。地元企業の課題解決や長寿化時代における家計の資産形成といった、地域の

金融ニーズに応えることによる資金利益・手数料収入の強化、経営全般の効率化などである。また、同様の観点から、デジタル・トランスフォーメーションへの対応を含め、金融機関同士や他業種との経営統合・アライアンスを通じた多様な取り組みも広がっている。こうした取り組みが成果に結び付くには相応の時間を要するとみられるが、将来を見据えた積極的な対応をさらに前に進めていくことが必要と考えられる。

以上の認識を踏まえ、日本銀行は、中央銀行の立場から、地域金融機関の経営基盤強化に向けた取り組みを後押しするため、本制度を導入することが適当と判断した。これは、3年間(2020~22年度)の時限措置として、一定の要件を満たした地域金融機関に対し当座預金への追加的な付利を行うものである。日本銀行としては、本制度が多く地域金融機関に利用され、地域における金融仲介機能の十全な発揮と金融システムの安定確保に資するものとなることを期待している。また、日本銀行は、地域金融機関との対話を深め、地域経済を支えるための幅広い取り組みを支援していく。

日本銀行は、本制度の具体的事項について、所要の検討を速やかに進め、改めて政策委員会において実施のための基本要領などを決定し、公表する方針である¹。

(別紙は別紙1と同一の内容であるため添付略)

¹ 本制度を実施するうえで必要な認可についても検討等を進めていく。

◆政策委員会月報（令和2年10月）に関する件（11月20日）

本委員会は、令和2年11月20日、政策委員会月報（令和2年10月）を承認した。

◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（11月27日）

本委員会は、令和2年11月27日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づき、「通貨及び金融の調節に関する報告書」の作成について決定した（なお、日本銀行は、12月11日、同報告書を財務大臣を経由して国会に提出した）。

同報告書は、令和2年4月～9月中に実施した金融政策運営等について記載したものであり、その構成は以下のとおりである^{注2)}。

要 旨

I. 経済及び金融の情勢

1. 経済の情勢

- (1) 国内実体経済
- (2) 物価
- (3) 海外経済

2. 金融面の動向

- (1) 国際金融市場
- (2) 短期金融市場
- (3) 債券市場
- (4) 株式市場
- (5) 外国為替市場
- (6) 企業金融
- (7) 量的金融指標

II. 金融政策運営及び金融政策手段

1. 金融政策決定会合の開催実績

2. 金融政策決定会合における検討・決定

- (1) 概況

注2) 同報告書の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください（12月11日公表）。

- (2) 「経済・物価情勢の展望」
 - (3) 金融経済情勢に関する検討
 - イ. 2年6月の会合
 - ロ. 9月の会合
 - (4) 金融政策運営を巡る議論
 - イ. 新型コロナウイルスへの対応
 - ロ. 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続
 - ハ. 当面の金融政策運営上の留意点
 - (5) 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
- 3. 金融市場調節の実施状況
 - 4. 日本銀行のバランスシートの動き

Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

- 1. 金融政策運営に関する決定事項等
- 2. 金融政策決定会合議事要旨

参考計表・資料一覧

◆令和2年度の職員の給与等に関する件（11月27日）

本委員会は、令和2年11月27日、令和2年度の職員の給与等について、下記のとおり決定した。

記

1. 管理職を除く事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与およびエキスパート職員の月手当については、従業員組合との協議を整えたうえで、「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」（平成10年9月21日決定）^{注3)}の一部を別紙のとおり改正し、令和2年12月1日から実施すること^{注4)}。
2. 職員の令和2年度の賞与等について、「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日決定）に基づき、次のとおり取り扱うこと^{注4)}。

（1）管理職

5月および11月賞与の支給率を、いずれも2.319か月とする。

（2）管理職以外の職員（エキスパート職員を除く）

従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率（定例給与の改訂による増加分を除く。）を、いずれも2.173か月とする。ただし、5月および11月賞与の支給に当たっては、4月および10月の第1営業日の賞与計算基準給与の額に対し、上記1. による定例給与の改訂を反映した場合の増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算するほか、11月賞与の支給に当たっては、令和2年4月から11月までの定例給与の額に対し、上記1. による定例給与の改訂を反映した増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算する。

注3) 「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注4) 日本銀行職員の給与等の概要については、インターネット・ホームページをご参照ください。

(3) エキスパート職員

従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率（月手当の改訂による増加分を除く。）を、いずれも0.999か月（担当者の補助的または定型的事務を職務とする者は0.773か月）とする。ただし、11月賞与の支給に当たっては、賞与計算基準給与の額に対し、上記1. による月手当の改訂を反映した場合の増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算するとともに、令和2年4月から11月までの期間の実働時間に応じて支給される月手当の額に対し、上記1. による月手当の改訂を反映した増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算する。

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート
職員の給与支給額、支給割合等」中一部改正

○ 5. を横線のとおり改める。

5. エキスパート職員の月手当

エキスパート職員（専任職及び業務職）の月手当は、職務及び機能度等により定め
た時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

時間給は下表のとおりとする。ただし、下表の金額を下回る時間給を適用すること
が適当と認められる者に対する時間給の金額は、総裁が別に定める。

(1) 専任職（管理職から再雇用された者）

時 間 給	
円	
4,233	<u>4,237</u>
4,032	<u>4,036</u>
3,831	<u>3,835</u>
3,630	<u>3,634</u>
3,426	<u>3,429</u>
3,225	<u>3,228</u>
3,024	<u>3,027</u>
2,873	<u>2,876</u>

(2) 業務職

イ、事務職員、技術職員
1種または技術職員4
種から再雇用された者

時 間 給	
円	
2,823	<u>2,826</u>
2,723	<u>2,726</u>
2,622	<u>2,625</u>
2,522	<u>2,525</u>
2,418	<u>2,420</u>
2,318	<u>2,320</u>
2,217	<u>2,219</u>
2,117	<u>2,119</u>
2,016	<u>2,018</u>
1,916	<u>1,918</u>
1,815	<u>1,817</u>
1,715	<u>1,717</u>
1,614	<u>1,616</u>
1,514	<u>1,516</u>
1,410	<u>1,411</u>
1,360	<u>1,361</u>
1,310	<u>1,311</u>
1,259	<u>1,260</u>
1,209	<u>1,210</u>
1,159	<u>1,160</u>
1,109	<u>1,110</u>
1,058	<u>1,059</u>

ロ、技術職員2種または庶務
職員から再雇用された者

時 間 給	
円	
1,865	<u>1,867</u>
1,765	<u>1,767</u>
1,664	<u>1,666</u>
1,564	<u>1,566</u>
1,460	<u>1,461</u>
1,360	<u>1,361</u>
1,259	<u>1,260</u>
1,209	<u>1,210</u>
1,159	<u>1,160</u>
1,109	<u>1,110</u>
1,058	<u>1,059</u>

○ 別表1を横線のとおり改める。

(別表1)

基本資格給(月額)

1. 事務職員および技術職員1・4種

(1) 総合職

資格	基本資格給	
総合2級	636,390	<u>637,130</u>
	564,590	<u>565,250</u>
	510,270	<u>510,880</u>
	459,920	<u>460,480</u>
	408,570	<u>409,080</u>
	371,440	<u>371,910</u>
総合3級	281,420	<u>281,800</u>
	210,220	<u>210,530</u>
	157,330	<u>157,590</u>
	133,930	<u>134,160</u>
	114,620	<u>114,830</u>
	108,500	<u>108,710</u>
	95,280	<u>95,480</u>
	83,080	<u>83,260</u>
	80,030	<u>80,210</u>
	77,990	<u>78,170</u>
57,640	<u>57,800</u>	

(2) 特定職および技術職員 1 種

資格	基本資格給			
	2ブロック 適用者以外		2ブロック 適用者	
副参事 1 級		円		円
	567,220	567,890	575,370	576,050
	510,270	510,880	518,420	519,040
	469,590	470,160	477,720	478,300
副参事 2 級	439,080	439,620	447,200	447,750
	414,660	415,170	421,780	422,300
	365,840	366,310	372,960	373,430
副参事補	350,570	351,020	357,710	358,170
	278,370	278,750	283,450	283,830
	250,910	251,260	255,990	256,350
	209,200	209,510	213,280	213,590
	192,920	193,210	197,000	197,300
	176,660	176,940	180,730	181,010
	175,640	175,920	179,700	179,980
174,620	174,890	178,690	178,970	

資格	基本資格給			
	2ブロック 適用者以外		2ブロック 適用者	
特定書記	160,390	160,650	160,390	160,650
	159,360	159,620	159,360	159,620
	158,350	158,610	158,350	158,610
	157,330	157,590	157,330	157,590
	156,320	156,580	156,320	156,580
	155,300	155,560	155,300	155,560
	128,840	129,070	128,840	129,070
	114,620	114,830	114,620	114,830
	103,420	103,620	103,420	103,620
	95,280	95,480	95,280	95,480
	83,080	83,260	83,080	83,260
	80,030	80,210	80,030	80,210
	77,990	78,170	77,990	78,170
	57,640	57,800	57,640	57,800

(注) 略 (不変)

(3) 一般職および技術職員 4 種

資格	基本資格給	
主 管		円
	593,660	<u>594,350</u>
	530,610	<u>531,240</u>
	479,760	<u>480,340</u>
	459,420	<u>459,980</u>
副主管	439,080	<u>439,620</u>
	408,570	<u>409,080</u>
	393,300	<u>393,790</u>
	383,130	<u>383,610</u>
	367,880	<u>368,350</u>
	357,710	<u>358,170</u>
	342,450	<u>342,890</u>
	332,280	<u>332,710</u>
主務 1 級	322,100	<u>322,520</u>
	311,930	<u>312,340</u>
	291,590	<u>291,980</u>
	281,420	<u>281,800</u>
主務 2 級	271,250	<u>271,620</u>
	261,080	<u>261,440</u>
	250,910	<u>251,260</u>
	243,790	<u>244,130</u>
副主務 1 級	236,660	<u>237,000</u>
	230,570	<u>230,900</u>
	220,400	<u>220,720</u>
	214,290	<u>214,600</u>
	208,190	<u>208,500</u>

資格	基本資格給	
副主務 2 級	198,010	<u>198,310</u>
	193,950	<u>194,240</u>
	189,880	<u>190,170</u>
副主務 3 級	184,790	<u>185,070</u>
	182,750	<u>183,030</u>
	180,730	<u>181,010</u>
	176,660	<u>176,940</u>
	174,620	<u>174,890</u>
一般書記	172,580	<u>172,850</u>
	167,500	<u>167,770</u>
	165,470	<u>165,740</u>
	163,440	<u>163,700</u>
	161,400	<u>161,660</u>
	159,360	<u>159,620</u>
	157,330	<u>157,590</u>
	155,300	<u>155,560</u>
	153,270	<u>153,520</u>
	123,760	<u>123,980</u>
	114,620	<u>114,830</u>
	98,330	<u>98,530</u>
	95,280	<u>95,480</u>
	83,080	<u>83,260</u>
	80,030	<u>80,210</u>
77,990	<u>78,170</u>	
57,640	<u>57,800</u>	

2. 技術職員 2 種

資格	基本資格給	
		円
作業技師 1 級	540,270	<u>540,880</u>
	489,420	<u>489,980</u>
	469,080	<u>469,620</u>
	448,740	<u>449,260</u>
	438,570	<u>439,080</u>
作業技師 2 級	428,390	<u>428,890</u>
	418,220	<u>418,710</u>
	413,130	<u>413,610</u>
	408,050	<u>408,530</u>
作業技師 3 級	385,660	<u>386,120</u>
	370,400	<u>370,840</u>
	360,230	<u>360,660</u>
	350,060	<u>350,480</u>
作業技師補 1 級	334,810	<u>335,210</u>
	330,750	<u>331,150</u>
	326,670	<u>327,070</u>
	322,600	<u>322,990</u>
作業技師補 2 級	306,330	<u>306,710</u>
	303,280	<u>303,650</u>
	300,240	<u>300,610</u>
	297,180	<u>297,550</u>

資格	基本資格給	
技術員 1 級	278,870	<u>279,220</u>
	276,840	<u>277,190</u>
	274,800	<u>275,140</u>
	272,760	<u>273,100</u>
	270,740	<u>271,080</u>
	266,660	<u>267,000</u>
	264,630	<u>264,960</u>
	262,590	<u>262,920</u>
	260,570	<u>260,900</u>
	258,530	<u>258,860</u>
技術員 2 級	248,360	<u>248,680</u>
	246,320	<u>246,640</u>
	244,290	<u>244,600</u>
	242,250	<u>242,560</u>
	240,220	<u>240,530</u>
	236,150	<u>236,460</u>
	234,120	<u>234,420</u>
	232,080	<u>232,380</u>
	230,050	<u>230,350</u>
	228,010	<u>228,310</u>
	180,220	<u>180,470</u>
	178,180	<u>178,430</u>
	174,100	<u>174,340</u>
	157,830	<u>158,060</u>
139,540	<u>139,750</u>	
129,370	<u>129,570</u>	

3. 庶務職員

資格	基本資格給	
		円
監督庶務 1級	512,810	<u>513,390</u>
	458,910	<u>459,440</u>
	438,570	<u>439,080</u>
	418,220	<u>418,710</u>
	408,050	<u>408,530</u>
監督庶務 2級	397,880	<u>398,350</u>
	387,710	<u>388,170</u>
	382,620	<u>383,070</u>
	377,540	<u>377,990</u>
監督庶務 3級	362,280	<u>362,710</u>
	357,200	<u>357,630</u>
	352,100	<u>352,520</u>
	347,010	<u>347,430</u>
監督庶務補 1級	333,800	<u>334,200</u>
	329,720	<u>330,120</u>
	325,660	<u>326,060</u>
監督庶務補 2級	321,590	<u>321,980</u>
	305,320	<u>305,700</u>
	302,260	<u>302,630</u>
	299,210	<u>299,580</u>
	296,160	<u>296,530</u>

資格	基本資格給	
庶務員 1級	268,700	<u>269,040</u>
	266,660	<u>267,000</u>
	264,630	<u>264,960</u>
	262,590	<u>262,920</u>
	260,570	<u>260,900</u>
	246,320	<u>246,640</u>
	244,290	<u>244,600</u>
	242,250	<u>242,560</u>
	240,220	<u>240,530</u>
庶務員 2級	238,190	<u>238,500</u>
	207,670	<u>207,950</u>
	205,640	<u>205,920</u>
	203,610	<u>203,880</u>
	201,570	<u>201,840</u>
	199,530	<u>199,800</u>
	190,390	<u>190,650</u>
	188,350	<u>188,610</u>
	186,320	<u>186,580</u>
	184,280	<u>184,530</u>
	182,240	<u>182,490</u>
	176,130	<u>176,380</u>
	174,100	<u>174,340</u>
	170,050	<u>170,290</u>
153,760	<u>153,980</u>	
135,450	<u>135,660</u>	
125,280	<u>125,480</u>	

◆役員給与の改訂に関する件（11月30日）

本委員会は、令和2年11月30日、「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」（平成10年4月28日決定）に基づき、令和2年度の年収を元年度対比▲0.4%引き下げることとするため、役員手当を別紙1のとおり改訂し、令和2年12月1日から適用すること、および別紙2のとおり対外公表を行うことを決定した^{注5)}。

注5) 日本銀行の役員の給与等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

役員俸給及び役員手当

1. 役員俸給（月額）

総 裁	2,010,000円
副総裁	1,590,000円
審議委員	1,523,000円
監 事	880,000円
理 事	1,197,000円

2. 役員手当（1回＜半期＞当たり）

総 裁	5,588,000円
副総裁	4,406,000円
審議委員	4,234,000円
監 事	2,627,000円
理 事	3,595,000円

（令和2年度の年収を元年度対比▲0.4%引き下げるための所要の調整後の2年12月支給分）

総 裁	5,517,000円
副総裁	4,350,000円
審議委員	4,180,000円
監 事	2,595,000円
理 事	3,552,000円

令和2年11月30日
日本銀行

日本銀行の役員給与の改訂について

日本銀行は、「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」（別紙参照）に基づき、各役員の役員手当の引き下げ（役員俸給は据え置き）により、令和2年度の年収を元年度対比▲0.4%引き下げることにしました。この結果、役員の給与は、以下のとおりとなります。

1. 役員俸給及び役員手当

(単位 千円)

	役員俸給（月額）	役員手当（半期当たり）	
	現行 （改訂なし）	現行	改訂後
総 裁	2,010	5,659	5,588
副総裁	1,590	4,462	4,406
審議委員	1,523	4,288	4,234
監 事	880	2,659	2,627
理 事	1,197	3,638	3,595

2. 役員年収の推移

(単位 万円、かっこ内は前年度比%)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
総 裁	3,422 (▲0.5)	3,422 (0.0)	3,422 (0.0)	3,467 (1.3)	3,481 (0.4)	3,512 (0.9)	3,526 (0.4)	3,530 (0.1)	3,544 (0.4)	3,530 (▲0.4)
副総裁	2,704 (▲0.5)	2,704 (0.0)	2,704 (0.0)	2,739 (1.3)	2,750 (0.4)	2,775 (0.9)	2,786 (0.4)	2,789 (0.1)	2,800 (0.4)	2,789 (▲0.4)
審 議 委 員	2,593 (▲0.5)	2,593 (0.0)	2,593 (0.0)	2,627 (1.3)	2,638 (0.4)	2,661 (0.9)	2,672 (0.4)	2,675 (0.1)	2,685 (0.4)	2,674 (▲0.4)
監 事	1,533 (▲0.5)	1,533 (0.0)	1,533 (0.0)	1,553 (1.3)	1,560 (0.4)	1,574 (0.9)	1,580 (0.4)	1,581 (0.1)	1,588 (0.4)	1,581 (▲0.4)
理 事	2,090 (▲0.5)	2,090 (0.0)	2,090 (0.0)	2,117 (1.3)	2,125 (0.4)	2,145 (0.9)	2,153 (0.4)	2,155 (0.1)	2,164 (0.4)	2,155 (▲0.4)

(注) 平成 24 年度および 25 年度は、上記の金額から役員給与の減額支給措置として、総裁▲30%、副総裁および審議委員▲20%、監事および理事▲10%の減額率により減じた金額を支給。

日本銀行における役員の給与等の支給の基準（抜粋）

1. 社会一般の情勢への適合

法第31条第1項では、役員の給与等の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 特別職国家公務員給与等の勘案の仕方

法第31条第2項では、役員の給与等の支給の基準を定めるに当たって、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の適用を受ける国家公務員（以下「特別職国家公務員」という。）の給与及び退職手当その他の事情を勘案することが求められている。その際、基本的な考え方として、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 総裁の給与については、特別職国家公務員の最高給与を上回らないようこれを定め、総裁以外の役員については、各役職の職責に応じ、総裁との均衡を考慮すること。
- (2) 役員の退職手当については、特別職国家公務員の退職手当を勘案するとともに、日本銀行役員の任用形態や退任後の就職に関する制約等にも配慮すること。

2. 報告事項

- 2020年度IT投資計画の進捗状況（9月末時点）と2021年度IT投資計画の策定に向けた取組み（システム情報局）
- 最近の業務システムの運営（業務局）

令和2年12月22日

日本銀行政策委員会月報（第852号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
中 島 健 至

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。